

スッキリわかる! 年金

なぜ

なに

Q&A

Q1 年金って、いつからもらえるの?



老後の生活を支えるたいせつな公的年金。もらえる年金額に関することや、請求の仕方など、基本的かつたいせつなあれこれについて解説します。監修/社会保険労務士 望月厚子

「特別支給の老齢厚生年金」 受給開始年齢早見表

生年月日	受けられる年金					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男性 昭和24.4.2～昭和28.4.1	報酬比例部分			老齢厚生年金		
女性 昭和29.4.2～昭和33.4.1				老齢基礎年金		
男性 昭和28.4.2～昭和30.4.1				老齢厚生年金		
女性 昭和33.4.2～昭和35.4.1				老齢基礎年金		
男性 昭和30.4.2～昭和32.4.1				老齢厚生年金		
女性 昭和35.4.2～昭和37.4.1				老齢基礎年金		
男性 昭和32.4.2～昭和34.4.1				老齢厚生年金		
女性 昭和37.4.2～昭和39.4.1				老齢基礎年金		
男性 昭和34.4.2～昭和36.4.1				老齢厚生年金		
女性 昭和39.4.2～昭和41.4.1				老齢基礎年金		
男性 昭和36.4.2以降				老齢厚生年金		
女性 昭和41.4.2以降				老齢基礎年金		

記入してみよう

わたしが年金をもらえるのは 歳から

配偶者が年金をもらえるのは 歳から

A1 老齢基礎年金は65歳から。部分年金は性別、生年月日により異なります

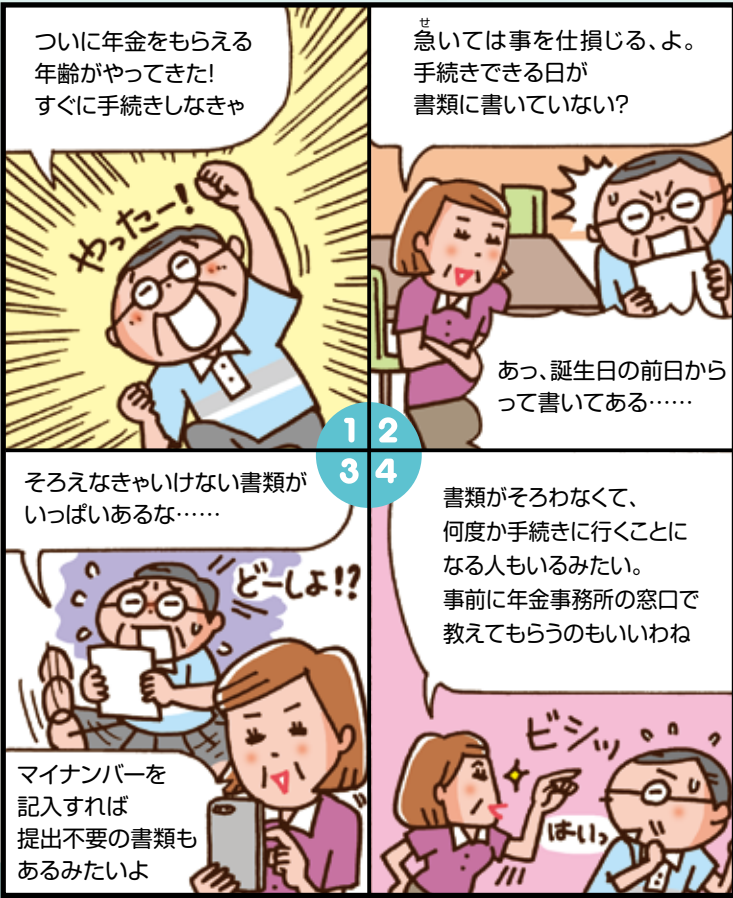
年金受給資格のあるすべての人が受け取れるのが老齢基礎年金です。老齢基礎年金は、65歳から受け取れます。会社勤めや公務員の経験が一定期間ある人は、さらに「特別支給の老齢厚生年金(部分年金)」や「老齢厚生年金」が受け取れます。「特別支給の老齢厚生年金」の受給開始は性別と生年月日によって異なります。該当者はいつから受け取れるのか、右ページの表で確認しましょう。

自分がいくら年金をもらえるのかという年金見込額は、自宅に郵送される「ねんきん定期便」や日本年金機構のサイト「ねんきんネット」(要登録)で確認することができます。50歳を過ぎたら年金記録とともに確認しておきましょう。

疑問がある場合は、年金事務所などに相談しましょう。



Q2 年金を請求するときって、 どんなふうに通すの？



A2 「年金請求書」が送られてきたら準備を始めます

受給開始年齢の誕生月のおよそ3か月前になると、「年金請求書」とリーフレットが郵送されてきます。請求書に記載されている年金記録を確認して、不明点などがあれば年金請求の手続き前に、年金事務所などで確認しておきましょう。

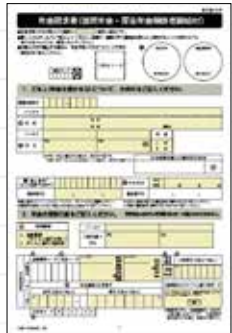
年金請求書が送られてこない場合は、日本年金機構に登録されている住所が現住所と異なっている可能性があります。年金事務所などで確認しましょう。

年金請求のスケジュールとやることリスト

年金がもらえる年齢になる誕生月の約3か月前
年金請求書が届いたら必要事項を記入し、提出書類の用意を始めます。

年金請求書に記入する際の注意点

- 個人番号(マイナンバー)の記載があれば、提出不要になる書類があるほか、各種手続きも簡単になります。
- 「金融機関またはゆうちょ銀行の証明」欄に、年金受取金融機関の証明をもらっておくと、請求時、通帳やキャッシュカードの持参は不要です。



年金がもらえる年齢に達したら*

必要書類を添えて年金請求書を提出します。

*年金請求書の提出は、支給開始年齢の誕生日の前日からできます。

年金請求の手続き時に必要な書類

本人と家族の状況により、必要な書類が異なる場合があります。詳しくはお近くのJAまたは年金事務所、市区町村役場までお問い合わせください。

かならず必要な書類

- 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)
- 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか(受給権発生日以降に交付されたもので、年金請求書の提出日において6か月以内のもの。単身の人でマイナンバーが登録されている人は原則添付不要)
- 金融機関の預貯金通帳またはキャッシュカード(コピー可)
- 印鑑(認印可)

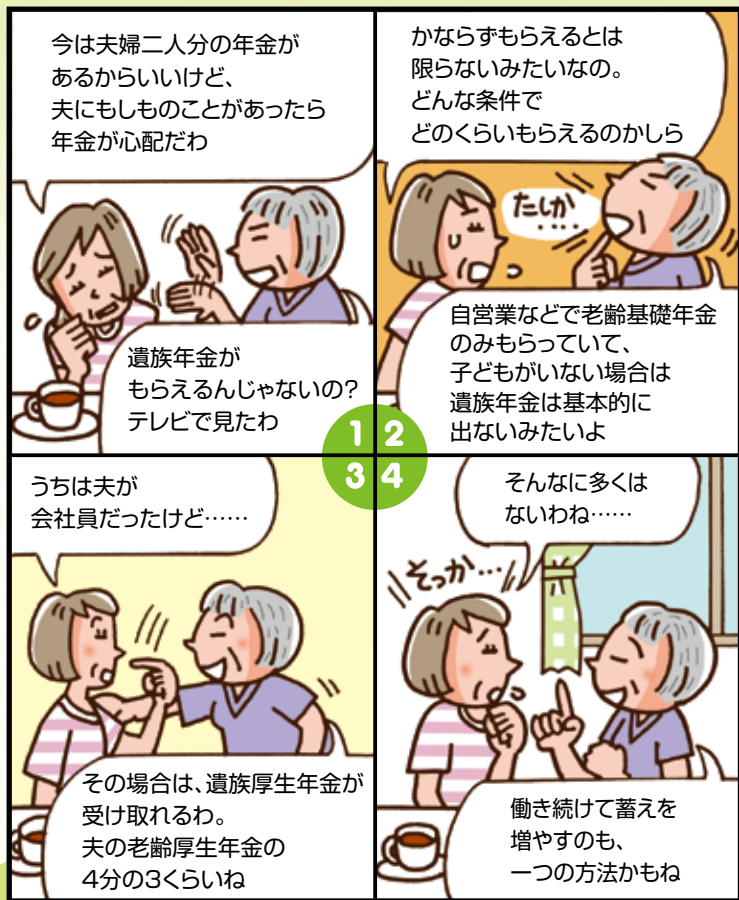
本人の状況によって必要な書類(主なもの)

- 年金手帳(基礎年金番号以外の年金手帳がある場合)
- 雇用保険被保険者証(雇用保険に加入したことがある場合)
※退職から7年以内の場合は再交付可能
※添付できない場合は事由書(年金請求書に記載欄あり)が必要
- 配偶者の所得証明書、課税(非課税)証明書、源泉徴収票等(配偶者がいる場合・マイナンバー記載で原則省略可)
- 配偶者の年金証書(配偶者が年金を受給している場合)
- 年金加入期間確認通知書(共済組合に加入されていた期間がある場合)

年金請求から約2か月すると

「年金証書・年金決定通知書」が届きます。年金証書が自宅に郵送されて50日程度で、振り込みがスタートします。

Q3 自分や配偶者にもしものことがあったときの年金は？



子、もしくは子のいる配偶者が受け取れる 遺族基礎年金

公的年金に加入している、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている(保険料納付要件あり)場合、遺族は遺族基礎年金を受けられます(子のいる配偶者または子で、故人に生計を維持されていた^{*}場合)。

- もらえる金額●
- 78万1,700円
- +
- 子の加算額
- +
- 第2子以降の加算額

※年取850万円未満、または所得が年額655万5000円未満
なお、子がない場合は、寡婦年金または死亡一時金を受け取れます(それぞれ要件あり)。

故人が勤めていた場合、もらえる 遺族厚生年金

厚生年金保険加入中に死亡した場合や、加入中の傷病が原因で亡くなった場合(要件あり)は、遺族は遺族厚生年金を受け取れます(保険料納付要件あり)。1級・2級の障害厚生年金を受けられる人や、老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある人などが死亡した場合も受け取れます。条件を満たす子がいればさらに遺族基礎年金も受給できます。

- もらえる金額●
- 故人の老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3

A3 遺族年金が受け取れます

公的年金の加入者や加入していた人が亡くなると、一定の条件を満たす子や配偶者などの遺族は、遺族年金を受け取れます。

遺族年金には「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」があり、故人が加入していた年金・対象となる遺族によって受け取れる遺族年金の種類が異なります。
※遺族年金でいう「子」とは、18歳に到達する年度の末日を超えていない子のこと。または、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子。

故人が年金受給者の場合 未支給年金

故人が年金受給者であった場合、まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振り込まれた年金のうち、亡くなった月までの年金(未支給年金)を、生計を同じくしていた3親等内の親族が代わりに受け取ることができます。

